

○電波法施行規則（昭和二十五電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 高周波利用設備</p> <p>第一節（略）</p> <p><b>第二節 総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六の二）</b></p> <p><b>第三節 製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十一）</b></p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二節 総務大臣による型式の指定</p> <p>（通信設備）</p> <p>第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 高周波利用設備</p> <p>第一節（略）</p> <p><b>第二節 総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六）</b></p> <p><b>第三節 製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十）</b></p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二節 総務大臣による型式の指定</p> <p>（通信設備）</p> <p>第四十四条（同上）</p>

一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

(2) (略)

二 (略)

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1) (3) (略)

二 一般の需要（電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルトで受電する者

であつて、使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限

る。）に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事

業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業

者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接

続され引込口において設置されるものから負荷側において二MHz

から三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受

信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送

一 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

(1) (3) (同上)

二 電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第十七号）第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。）

の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzま

での周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げ

る電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」とい

う。）

通信設備」という。) )

- (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備 (広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。)
- (2) (1)以外のもの

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一 十 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による指定を行つたときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を **公示** する。

- 一 型式名
- 二 指定番号
- 三 製造業者等の氏名又は名称

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者 (以下「指定を受けた者」という。) は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

(1) (同上)

(2) (同上)

第四十六条の二 (同上)

一 十 (同上)

2 総務大臣は、前項の規定による指定を行つたときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を **告示** する。

- 一 型式名
- 二 指定番号
- 三 製造業者等の氏名又は名称

第四十六条の三 (同上)

一〇八 (略)

2・3 (略)

4 指定を受けた者が氏名又は名称を変更したときは、速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の届書を受理したときは、その変更の事項を公示するものとする。

(表示)

第四十六条の四 指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法

二 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて同項の設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の同項の設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものと

一〇八 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

5 総務大臣は、前項の届書を受理したときは、その変更の事項を告示するものとする。

(表示)

第四十六条の四 (同上)

する。

4 何人も、第一項の規定により表示を付する場合を除くほか、十kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(指定の取消し)

第四十六条の五 総務大臣は、第四十六条の二第一項に規定する指定を行つた型式の高周波利用設備が同項各号に掲げる条件に適合していないため、指定の効果を維持することができないと認めるときは、その指定を取り消す。

2 総務大臣は、指定を受けた者が第四十六条の三第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことがある。

3 総務大臣は、第一項又は前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を指定を取り消された者に通知するとともに**公示**する。

4 前項の規定による**公示**の効力は、当該**公示**の日前に製造された高周波利用設備には及ばない。

(公示)

第四十六条の六の二 第四十六条の五第三項の公示は、官報で告示するることによつて行う。

(指定の取消し)

第四十六条の五 (同上)

2 (同上)

3 総務大臣は、第一項又は前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を指定を取り消された者に通知するとともに**告示**する。

4 前項の規定による**告示**の効力は、当該**告示**の日前に製造された高周波利用設備には及ばない。

2 第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

### 第三節 製造業者等による型式の確認

(届出等)

第四十六条の八 (略)

2 総務大臣は、製造業者等から前項の規定により届出があつたときは、その氏名又は名称並びに型式確認を行つた電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式名及び確認番号を公示する。

3 第一項の規定により届出を行つた製造業者等は、型式確認を行つた型式に属する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に別表第十号に定める様式の表示を付さなければならない。

4 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 別表第十号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の見やすい箇所に付す方法

二 別表第十号による表示を前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて同項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の映像面に直ちに

### 第三節 製造業者等による型式の確認

(届出等)

第四十六条の八 (同上)

2 総務大臣は、製造業者等から前項の規定により届出があつたときは、その氏名又は名称並びに型式確認を行つた電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式名及び確認番号を告示する。

3 (同上)

明瞭な状態で表示することができるようにする方法

5 前項第二号に規定する方法により第三項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の同項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

6 何人も、第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、十kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(条件不適合等の場合の措置)

第四十六条の九 総務大臣は、製造業者等が型式確認を行った型式に属する電子レンジ若しくは電磁誘導加熱式調理器が第四十六条の七第一項各号に掲げる条件に適合していないため、又は次条に規定する総務大臣の資料提出要求、説明要求若しくは実地調査に応じないことにより当該条件に適合していることを確認できないため、型式確認の効果を維持することができないと認めるときは、その旨を当該製造業者等に通知するとともに、当該製造業者等の氏名又は名称、型式名及び確認番号を公示する。

2 前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁

(条件不適合等の場合の措置)

第四十六条の九 総務大臣は、製造業者等が型式確認を行った型式に属する電子レンジ若しくは電磁誘導加熱式調理器が第四十六条の七第一項各号に掲げる条件に適合していないため、又は次条に規定する総務大臣の資料提出要求、説明要求若しくは実地調査に応じないことにより当該条件に適合していることを確認できないため、型式確認の効果を維持することができないと認めるときは、その旨を当該製造業者等に通知するとともに、当該製造業者等の氏名又は名称、型式名及び確認番号を告示する。

2 前項の規定により、告示された型式に属する電子レンジ及び電磁

誘導加熱式調理器(当該公示の日前に製造されたものを除く。)は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行っていない型式に属するものとみなす。

(公示)

第四十六条の十一 第四十六条の九第一項の公示は、官報で告示する  
ことにより行う。

2 第四十六条の八第二項の公示は、インターネットの利用その他の  
適切な方法により行う。

別表第七号(第46条の4関係)

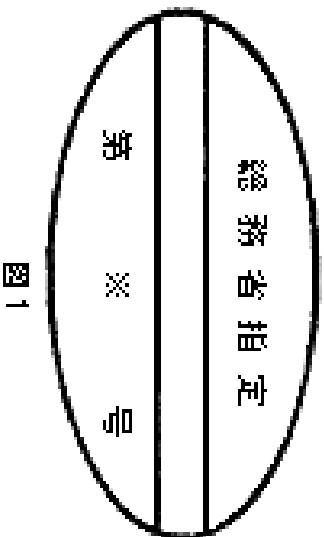


図1



図2

注1 形状は図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において、図2による表示と併せて「総務省指

誘導加熱式調理器(当該告示の日前に製造されたものを除く。)は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行っていない型式に属するものとみなす。

別表第七号(第46条の4関係)

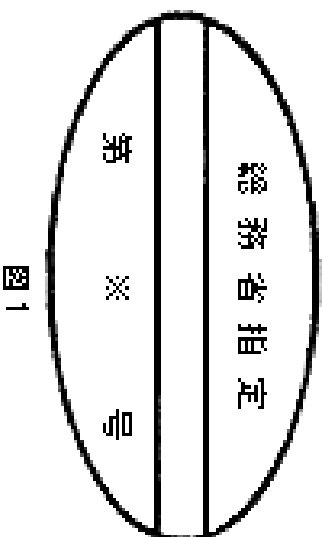


図1



図2

注1 (同左)



定」及び「第 ※ 号」のように記載すること。

2 材料は、容易にき損しないものであること (電磁的方法によって表示を付す場合を除く。)。

3 色彩は、適宜とする。ただし、「総務省指定」及び「MIC/KS」の文字並びに指定番号を容易に識別することができるものであること。

4 ※印は、指定番号とすること。

別表第十号(第 46 条の 8 関係)

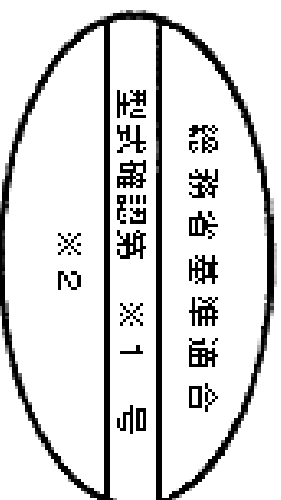


図 1

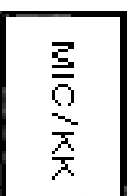


図 2

注 1 形状は図 1 に示すものとし、大きさは長径が 2 センチメートル以上とすること。ただし、図 1 による表示が困難なときは、形状は図 2 に示すものとし、大きさは長辺が 5 ミリメートル以上とすること。この場合において、図 2 による表示と併せて「総務省基

2 材料は、容易にき損しないものであること。

3 (同左)

4 表示は、容易に脱落しない方法により、当該指定に係る型式に属する設備の見やすい箇所に付すこと。

5 ※印は、指定番号とすること。

別表第十号(第 46 条の 8 関係)

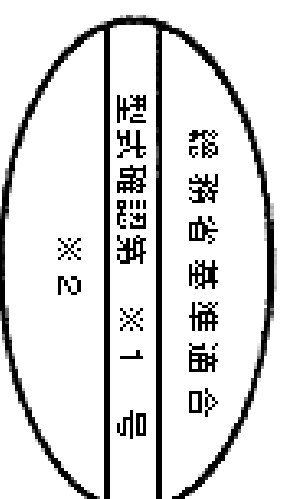


図 1



図 2

注 1 (同左)

<p>準適合」及び「型式確認第 ※1 号」のように記載し、並びに製造者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>2 材料は、容易にき損しないものであること <u>（電磁的方法によって表示を付す場合を除く。）</u>。</p> <p>3 色彩は、適宜とする。ただし、「総務省基準適合」及び「MIC/KK」の文字並びに確認番号を容易に識別することができるものであること。</p> <p><u>4</u> ※印 1 は、確認番号とすること。</p> <p><u>5</u> ※印 2 は、製造業者等の氏名又は名称とすること。</p>	<p>2 材料は、容易にき損しないものであること。</p> <p>3 (同左)</p> <p><u>4</u> <u>表示は、容易に脱落しない方法により、電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の表面の見やすい箇所に付すこと。</u></p> <p><u>5</u> ※印 1 は、確認番号とすること。</p> <p><u>6</u> ※印 2 は、製造業者等の氏名又は名称とすること。</p>
---	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。